

## 優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、令和5年10月24日付で規程類を改正いたしました。

### 1. 改正した規程類

- (1) 認証対象品目一覧
- (2) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (3) 優良木質建材等認証審査要領
- (4) 優良木質建材等認証手数料規程
- (5) 優良木質建材等認証試験検査機関

### 2. 主な改正内容

- (1) 新規認証対象品目「L-1 防腐・防蟻処理構造用単板積層材」、「L-2 防腐・防蟻処理構造用単板積層材－2」、「0-1 防腐・防蟻処理構造用合板」、「0-2 防腐・防蟻処理構造用合板－2」、「0-3 防腐・防蟻処理構造用合板－3」の追加

(担当：認証部 佐野)

認証対象品目一覧 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
HW-A Q002-2023				HW-A Q002-2023			
<p>認証対象品目一覧</p> <p>この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。</p>				<p>認証対象品目一覧</p> <p>この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。</p>			
分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲
A、B(略)	(略)	(略)	(略)	A、B(略)	(略)	(略)	(略)
C 防腐・防蟻処理集成材	C-1	防腐・防蟻処理構造用集成材	構造用集成材で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施したラミナを使って製造した製品 ・ ラミナにインサイジングを施した製品は土台に限る ・ ラミナにインサイジングを施した製品の強度性能はインサイジングした後のラミナの強度性能による	C 防腐・防蟻処理集成材	C-1	防腐・防蟻処理構造用集成材	構造用集成材で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施したラミナを使って製造した製品 ・ ラミナにインサイジングを施した製品は土台に限る ・ ラミナにインサイジングを施した製品の強度性能はインサイジングした後のラミナの強度性能による
	C-2	防腐・防蟻処理構造用集成材-2	構造用集成材 (完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品		C-2	防腐・防蟻処理構造用集成材-2	構造用集成材 (集成材の完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により、防腐・防蟻処理を施した製品
	C-3	防腐・防蟻処理構造用集成材-3	構造用集成材 (完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品		C-3	防腐・防蟻処理構造用集成材-3	構造用集成材 (集成材の完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により、防腐・防蟻処理を施した製品
	C-4	防腐・防蟻処理構造用集成材-4	構造用集成材 (完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品		C-4	防腐・防蟻処理構造用集成材-4	構造用集成材 (集成材の完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により、防腐・防蟻処理を施した製品
	C-5	防腐・防蟻処理構造用集成材-5	中断面の構造用集成材 (完成品) に、加工を施したのち、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品		C-5	防腐・防蟻処理構造用集成材-5	中断面の構造用集成材 (集成材の完成品) に、加工を施したのち、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により、防腐・防蟻処理を施した製品
D~K(略)	(略)	(略)	(略)	D~K(略)	(略)	(略)	(略)
L 防腐・防蟻処理単板積層材	L-1	防腐・防蟻処理構造用単板積層材	構造用単板積層材で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した単板を使って製造した製品	L 防腐・防蟻処理単板積層材	(新設)	(新設)	(新設)
	L-2	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-2	構造用単板積層材 (完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品		(新設)	(新設)	(新設)

	L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-3	構造用単板積層材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品
M、N(略)	(略)	(略)	(略)
O 防腐・防蟻処理合板	0-1	防腐・防蟻処理構造用合板	構造用合板で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した単板を使って製造した製品
	0-2	防腐・防蟻処理構造用合板-2	構造用合板（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品
	0-2	防腐・防蟻処理構造用合板-3	構造用合板で、品質性能評価基準に定める有効成分を主剤とする薬剤を、接着剤に混入することにより防腐・防蟻処理を施した製品
P、Q、W、X(略)	(略)	(略)	(略)

制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号  
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号  
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号  
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号  
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号  
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号  
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号  
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号  
 改正 平成26年 2月13日 住木認発26第 14号  
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号  
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号  
 改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号  
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号  
 改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号  
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号  
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号  
 改正 令和 5年10月24日 住木認発第170号

	L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-3	構造用単板積層材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品
M、N(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
P、Q、W、X(略)	(略)	(略)	(略)

制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号  
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号  
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号  
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号  
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号  
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号  
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号  
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号  
 改正 平成26年 2月13日 住木認発26第 14号  
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号  
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号  
 改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号  
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号  
 改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号  
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号  
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号

改正後		改正前	
<b>L-1 防腐・防蟻処理構造用単板積層材</b>		(新設)	
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>構造用単板積層材で、別途指定する薬剤を用いて加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した単板を使って製造した製品。構造用単板積層材を製造する工場は、JAS 認証工場に限る。</p>			
指定薬剤			
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216
	DMPAP	AAC-2	A-5373
銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、 <u>テフロン</u>	CUAZ-1	A-5233
	酸化第二銅、 <u>シプロコナゾール</u>	CUAZ-2	A-5324
	酸化第二銅、 <u>シプロコナゾール</u>	CUAZ-3	A-5339
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、 <u>シフルオフェン</u>	SAAC	A-5369
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、 <u>エトフェンプロックス</u> 、 <u>シプロコナゾール</u>	AZAAC	A-5372
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、 <u>エトフェンプロックス</u>	AZE-2	A-5421
ナフテン酸金属塩系	<u>ナフテン酸亜鉛</u>	NZN-0	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>シプロコナゾール</u> 、 <u>イミダクロプリド</u>	AZN	A-5344
			A-5464
アゾール・ピレスロイド化合物系	<u>ヘキサコナゾール</u> 、 <u>ピフェントリン</u>	AZBI	A-5426
注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。			
<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者等 (JAS 登録認証機関による研修 (保存処理) 修了者等) (1名以上)</p> <p>② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者 (合格者) (1名以上)</p> <p>③ 木材保存士 (1名以上)</p> <p>④ 木材接着士 (1名以上) ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。 また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的 (1回/月) に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</p>			

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種
2 冷水浸せき剥離試験（3と対で行う）	
3 煮沸剥離試験（2と対で行う）	
4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一）	
5 水平せん断試験	
6 二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験 （二次接着をしてある材のみ）	
7 めり込み試験（めり込み性能表示材のみ）	
8 曲げ試験	
9 含水率試験	
検査項目	性能区分
1 寸法測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験										
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用単板積層材の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上	3	2,001 以上	4	3,001 以上	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
	1,001 以上	3									
2,001 以上	4										
3,001 以上	5										
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める浸潤度試験及び吸収量試験の試験片の作製による。										
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。										
判定基準	1. 浸潤度 別表 1 による。 2. 吸収量 別表 2 による。										
備考											

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2種	全ての樹種	断面積の 60%以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの部分の浸潤度が 80%以上
3種		

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )		
			2種	3種	
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	4.5以上	2.3以上	
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKCとして	2.6以上	1.3以上	
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テフコゾールとして	2.6以上	1.3以上	
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコゾールとして	1.0以上	0.5以上	
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコゾールとして	1.0以上	0.5以上	
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2以上	1.6以上	
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフオフェンとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンプロックス・シプロコゾールとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12以上	0.06以上	
		エトフェンプロックスとして	0.06以上	0.03以上	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	亜鉛として	1.6以上	0.8以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコゾール・イミダクロプリドとして	0.15以上	0.08以上	
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI	ヘキサコゾールとして	0.11以上	0.09以上	
		ビフェントリンとして	0.02以上	0.01以上	

試験項目	冷水浸せき剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS (構造用単板積層材) に定める浸せき剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS (構造用単板積層材) に定める浸せき剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS (構造用単板積層材) に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸剥離試験と対で行う。

試験項目	煮沸剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。

試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験と対で行う。
試験項目	減圧加圧剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験及び煮沸剥離試験との択一で行う。
試験項目	水平せん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	
試験項目	二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	二次接着をしてあるものに限る。二次接着層を含む水平せん断試験または二次接着層のブロックせん断試験との択一で行う。
試験項目	めり込み試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験片の作製による。

試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験方法による。		
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。		
備考	A 種構造用単板積層材のうち、めり込み性能の表示をしてあるものに限る。		
試験項目	曲げ試験		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。		
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験方法による。		
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。		
備考			
試験項目	含水率試験		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験片の作製による。		
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験方法による。		
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率の基準による。		
備考			
検査項目	寸法測定		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
検査方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法測定の測定方法による。		
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法の基準による。		
備考			
<b>L-2 防腐・防蟻処理構造用単板積層材－2</b>			
1. 対象となる建材の範囲			
構造用単板積層材（完成品）に、別途指定する薬剤を用いて加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用単板積層材は、JAS 認証品に限る。			
指定薬剤			
種類	有効成分	AQ表示	保存協会
(新設)			



			認定番号
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216
	DMPAP	AAC-2	A-5373
銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テフ コナゾール	CUAZ-1	A-5233
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
第四級アンモニウム・非エステルピレス ロイド化合物系	DMPAP、シラフルフェン	SAAC	A-5369
アゾール・第四級アンモニウム・非エス テルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンプロックス、シ プロコナゾール	AZAAC	A-5372
アゾール・非エステルピレスロイド化 合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イミダクロプリ ト	AZN	A-5344 A-5464
			A-5426
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ピフェントリン	AZBI	A-5426

注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

## 2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者

- ① 品質管理責任者等（JAS登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上）
- ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
- ③ 木材保存士（1名以上）
- ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。  
また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ  
接着剤製造業者の指導を受けること。

## 3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種
2 冷水浸せき剥離試験（3と対で行う）	
3 煮沸剥離試験（2と対で行う）	
4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一）	
5 水平せん断試験	
6 二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験 （二次接着をしてある材のみ）	

7 <u>めり込み試験（めり込み性能表示材のみ）</u>	
8 <u>曲げ試験</u>	
9 <u>含水率試験</u>	
<u>検査項目</u>	<u>性能区分</u>
1 <u>寸法測定</u>	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

<u>試験項目</u>	<u>防腐・防蟻処理試験</u>	
<u>試料の抽出</u>	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用単板積層材の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。	
	<u>試験荷口の大きさ</u>	<u>試料数</u>
	1、000 以下	2
	1、001 以上 2、000 以下	3
	2、001 以上 3、000 以下	4
	3、001 以上 4、000 以下	5
<u>試験片の作製</u>	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める浸潤度試験及び吸収量試験の試験片の作製による。	
<u>試験方法</u>	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
<u>判定基準</u>	1. 浸潤度 別表 1 による。 2. 吸収量 別表 2 による。	
<u>備考</u>		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	断面積の 60%以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの部分の浸潤度が 80%以上
3 種		

別表 2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )	
			2 種	3 種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として	4.5 以上	2.3 以上
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKC と して	2.6 以上	1.3 以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう 酸・テフコゾールとして	2.6 以上	1.3 以上

	CUAZ-2	酸化第二銅・ジプロコナゾールとして	1.0以上	0.5以上	
	CUAZ-3	酸化第二銅・ジプロコナゾールとして	1.0以上	0.5以上	
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2以上	1.6以上	
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフェンとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンプロックス・ジプロコナゾールとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12以上	0.06以上	
		エトフェンプロックスとして	0.06以上	0.03以上	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	亜鉛として	1.6以上	0.8以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	ジプロコナゾール・イダプロリドとして	0.15以上	0.08以上	
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI	ヘキサコナゾールとして	0.11以上	0.09以上	
		ビフェントリンとして	0.02以上	0.01以上	

試験項目	冷水浸せき剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める浸せき剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める浸せき剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸剥離試験と対で行う。

試験項目	煮沸剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験と対で行う。

試験項目	減圧加圧剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。

試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験及び煮沸剥離試験との択一で行う。
試験項目	水平せん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	
試験項目	二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	二次接着をしてあるものに限る。二次接着層を含む水平せん断試験または二次接着層のブロックせん断試験との択一で行う。
試験項目	めり込み試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	A 種構造用単板積層材のうち、めり込み性能の表示をしてあるものに限る。
試験項目	曲げ試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験片の作製

	による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	

試験項目	含水率試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率の基準による。
備考	

検査項目	寸法測定
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
検査方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法測定の測定方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法の基準による。
備考	

### L-3 防腐・防蟻処理構造用単板積層材－3

#### 1. 対象となる建材の範囲

構造用単板積層材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用単板積層材は、JAS 認証品に限る。

#### 指定薬剤

種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ビフェントリン	CYBI	A-5457
			A-5475

注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

#### 2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者

- ① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上）
- ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
- ③ 木材保存士（1名以上）
- ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。

### L-3 防腐・防蟻処理構造用単板積層材－3

#### 1. 対象となる建材の範囲

構造用単板積層材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用単板積層材は、JAS 認証品に限る。

#### 指定薬剤

種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ビフェントリン	CYBI	A-5457
			A-5475

注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

#### 2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者

- ① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上）
- ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
- ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。
- ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではな

また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験 2 冷水浸せき剥離試験（3と対で行う） 3 煮沸剥離試験（2と対で行う） 4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一） 5 水平せん断試験 6 二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験 （二次接着をしてある材のみ） 7 めり込み試験（めり込み性能表示材のみ） 8 曲げ試験 9 含水率試験	2種
検査項目	性能区分
1 寸法測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験									
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用単板積層材の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下
試験荷口の大きさ	試料数									
1,000 以下	2									
1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4									
3,001 以上 4,000 以下	5									
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める浸潤度試験及び吸収量試験の試験片の作製による。									
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。									
判定基準	1. 浸潤度 別表 1 による。 2. 吸収量 別表 2 による。									
備考										

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

い。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験 2 冷水浸せき剥離試験（3と対で行う） 3 煮沸剥離試験（2と対で行う） 4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一） 5 水平せん断試験 6 二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験 7 めり込み試験（めり込み性能表示材のみ） 8 曲げ試験 9 含水率試験	2種
検査項目	性能区分
1 寸法測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験									
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用単板積層材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下
試験荷口の大きさ	試料数									
1,000 以下	2									
1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4									
3,001 以上 4,000 以下	5									
試験片の作製	試験片は、各試料材の長さの中央付近において、試料材厚さ及び幅をそのままとし、長さ 5cm 以上の試験片を 1 片ずつ作製する。									
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。									
判定基準	1. 浸潤度 別に定める基準による（別表 1）。 2. 吸収量 別に定める基準による（別表 2）。									
備考										

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準



種別	樹種区分	浸潤度
2種	全ての樹種	断面積の60%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの部分の浸潤度が80%以上

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )
			2種
アゾール・ピレスロイド化合物系	CYBI	ジプロザールとして	0.10以上
		ピフェントリンとして	0.03以上

試験項目	冷水浸せき剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める浸せき剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める浸せき剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸剥離試験と対で行う。

試験項目	煮沸剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験と対で行う。

試験項目	減圧加圧剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験及び煮沸剥離試験との択一で行う。

試験項目	水平せん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。

種別	樹種区分	浸潤度
2種	全ての樹種	断面積の60%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの部分の浸潤度が80%以上

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )
			2種
アゾール・ピレスロイド化合物系	CYBI	ジプロザールとして	0.10以上
		ピフェントリンとして	0.03以上

試験項目	冷水浸せき剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める浸せき剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める浸せき剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸剥離試験と対で行う。

試験項目	煮沸剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める煮沸剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験と対で行う。

試験項目	減圧加圧剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める減圧加圧剥離試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材のJAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せき剥離試験及び煮沸剥離試験との択一で行う。

試験項目	水平せん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。

試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	

試験項目	二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	二次接着をしてあるものに限る。二次接着層を含む水平せん断試験または二次接着層のブロックせん断試験との択一で行う。

試験項目	めり込み試験（めり込み性能表示材のみ）
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	A 種構造用単板積層材のうち、めり込み性能の表示をしてあるものに限る。

試験項目	曲げ試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	

試験項目	含水率試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験片の作製による。

試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める水平せん断試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	

試験項目	二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める二次接着の水平せん断試験またはブロックせん断試験試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める接着の程度の基準による。
備考	二次接着層を含む水平せん断試験または二次接着層のブロックせん断試験との択一で行う。

試験項目	めり込み試験（めり込み性能表示材のみ）
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定めるめり込み試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	A 種構造用単板積層材のうち、めり込み性能の表示をしてあるものに限る。

試験項目	曲げ試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	

試験項目	含水率試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験片の作製による。



試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率の基準による。
備考	

検査項目	寸法測定
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
検査方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法測定の測定方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法の基準による。
備考	

試験方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める含水率の基準による。
備考	

検査項目	寸法測定
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
検査方法	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法測定の測定方法による。鋼製巻尺、ノギスにより測定する。
判定基準	単板積層材の JAS（構造用単板積層材）に定める寸法の基準による。
備考	

0-1 防腐・防蟻処理構造用合板

1. 対象となる建材の範囲

構造用合板で、別途指定する薬剤を用いて加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した単板を使って製造した製品。構造用合板を製造する工場は、JAS 認証工場に限る。

指定薬剤

種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216
	DMPAP	AAC-2	A-5373
銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テフコナゾール	CUAZ-1	A-5233
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフルフェン	SAAC	A-5369
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イミダクロプリド	AZN	A-5344 A-5464
			A-5426
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ピフェントリン	AZBI	A-5426

注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者

(新設)

- ① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上）
- ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
- ③ 木材保存士（1名以上）
- ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。  
また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種
2 連続煮沸試験（特類のみ、4又は5との択一）	
3 煮沸繰返し試験（一類のみ、4又は5との択一）	
4 スチーミング繰返し試験（特類：2又は5との択一、一類：3又は5との択一）	
5 減圧加圧試験（特類：2又は4との択一、一類：3又は4との択一）	
6 曲げ試験	
7 面内せん断試験（1級のみ）	
8 含水率試験	
検査項目	性能区分
1 寸法測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験		
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用合板の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。		
	試験荷口の大きさ		試料数
	1、000 以下		2
	1、001 以上	2、000 以下	3
	2、001 以上	3、000 以下	4
	3、001 以上	4、000 以下	5
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める浸潤度試験及び吸収量試験の試験片の作製による。		
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。		
判定基準	1. 浸潤度 別表 1 による。 2. 吸収量 別表 2 による。		

備考	
----	--

別表1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2種	全ての樹種	断面積の浸潤度が60%以上で、かつ、表裏面単板から深さ10mmまでの部分の浸潤度が80%以上
3種		

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )		
			2種	3種	
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	4.5以上	2.3以上	
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKCとして	2.6以上	1.3以上	
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テフコゾールとして	2.6以上	1.3以上	
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコゾールとして	1.0以上	0.5以上	
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコゾールとして	1.0以上	0.5以上	
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2以上	1.6以上	
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフロフェンとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンプロックス・シプロコゾールとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12以上	0.06以上	
		エトフェンプロックスとして	0.06以上	0.03以上	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	亜鉛として	1.6以上	0.8以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコゾール・イダグロプリドとして	0.15以上	0.08以上	
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI	ヘキサコゾールとして	0.11以上	0.09以上	
		ビフェントリンとして	0.02以上	0.01以上	

試験項目	連続煮沸試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板のJAS（構造用合板）に定める連続煮沸試験の試験片の作製による。
試験方法	合板のJAS（構造用合板）に定める連続煮沸試験の試験方法による。
判定基準	合板のJAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。

備考	特類のみ、スチーミング繰返し試験又は減圧加圧試験との択一
試験項目	煮沸繰返し試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS (構造用合板) に定める煮沸繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS (構造用合板) に定める煮沸繰返し試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS (構造用合板) に定める接着の程度の基準による。
備考	一類のみ、スチーミング繰返し試験又は減圧加圧試験との択一
試験項目	スチーミング繰返し試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS (構造用合板) に定めるスチーミング繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS (構造用合板) に定めるスチーミング繰返し試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS (構造用合板) に定める接着の程度の基準による。
備考	特類：連続煮沸試験又は減圧加圧試験との択一、一類：煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験との択一
試験項目	減圧加圧試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS (構造用合板) に定める減圧加圧試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS (構造用合板) に定める減圧加圧試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS (構造用合板) に定める接着の程度の基準による。
備考	特類：連続煮沸試験又はスチーミング繰返し試験との択一、一類：煮沸繰返し試験又はスチーミング繰返し試験との択一
試験項目	曲げ試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS (構造用合板) に定める曲げ試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS (構造用合板) に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS (構造用合板) に定める曲げ性能の基準による。
備考	
試験項目	面内せん断試験 (1級のみ)
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS (構造用合板) に定める面内せん断試験の試験片の作製による。

試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断試験の試験方法による。																															
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断強さの基準による。																															
備考																																
試験項目	含水率試験																															
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。																															
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率試験の試験片の作製による。																															
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率試験の試験方法による。																															
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率の基準による。																															
備考																																
検査項目	寸法測定																															
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。																															
検査方法	<p>鋼製巻尺、ノギス及びダイヤルゲージにより測定する。</p> <p>厚さ：欠点のない各稜線から 20～50mm 内側の 3 箇所（長さ/2、長さ/4（相対辺）、幅/2）の平均値を測定する。</p> <p>幅及び長さ：各試料の中央部 1 箇所を測定する。</p> <p>対角線の長さの差：相対する隅を結んだ 2 本の対角線の長さの差を測定する。</p>																															
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める寸法の基準による。																															
備考																																
<b>0-2 防腐・防蟻処理構造用合板－2</b>																																
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>構造用合板（完成品）に、別途指定する薬剤を用いて加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用合板は、JAS 認証品に限る。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第四級アンモニウム化合物系</td> <td>DDAC</td> <td>AAC-1</td> <td>A-5056 A-5216</td> </tr> <tr> <td>DMPAP</td> <td>AAC-2</td> <td>A-5373</td> </tr> <tr> <td>銅・第四級アンモニウム化合物系</td> <td>酸化第二銅、BKC</td> <td>ACQ</td> <td>A-5099</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">銅・アゾール化合物系</td> <td>酸化第二銅、ほう酸、テフコナゾール</td> <td>CUAZ-1</td> <td>A-5233</td> </tr> <tr> <td>酸化第二銅、シプロコナゾール</td> <td>CUAZ-2</td> <td>A-5324</td> </tr> <tr> <td>酸化第二銅、シプロコナゾール</td> <td>CUAZ-3</td> <td>A-5339</td> </tr> <tr> <td>ほう素・第四級アンモニウム化合物系</td> <td>DDAC、ほう酸</td> <td>BAAC</td> <td>A-5265</td> </tr> </tbody> </table>				種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216	DMPAP	AAC-2	A-5373	銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099	銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テフコナゾール	CUAZ-1	A-5233	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																													
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216																													
	DMPAP	AAC-2	A-5373																													
銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099																													
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テフコナゾール	CUAZ-1	A-5233																													
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324																													
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339																													
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265																													
			(新設)																													

第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シフルオフェン	SAAC	A-5369	
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェン <sup>®</sup> ロックス、ジ <sup>®</sup> ロコゾール	AZAAC	A-5372	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェン <sup>®</sup> ロックス	AZE-2	A-5421	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	ジ <sup>®</sup> ロコゾール、イミダ <sup>®</sup> クロ <sup>®</sup> リト <sup>®</sup>	AZN	A-5344 A-5464	
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコゾール、ヒ <sup>®</sup> フェントリン	AZBI	A-5426	

注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者

- ① 品質管理責任者等（JAS登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上）
- ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
- ③ 木材保存士（1名以上）
- ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。  
また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種
2 連続煮沸試験（特類のみ、4又は5との択一）	
3 煮沸繰返し試験（一類のみ、4又は5との択一）	
4 スチーミング繰返し試験（特類：2又は5との択一、一類：3又は5との択一）	
5 減圧加圧試験（特類：2又は4との択一、一類：3又は4との択一）	
6 曲げ試験	
7 面内せん断試験（1級のみ）	
8 含水率試験	
検査項目	性能区分
1 寸法測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
------	-----------

試験の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用合板の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の試験材を任意に抽出する。	
	試験荷口の大きさ	試験材数
	1、000 以下	2
	1、001 以上 2、000 以下	3
2、001 以上 3、000 以下	4	
3、001 以上 4、000 以下	5	
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める浸潤度試験及び吸収量試験の試験片の作製による。	
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
判定基準	1. 浸潤度 別表 1 による。 2. 吸収量 別表 2 による。	
備考		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	断面積の浸潤度が 60%以上で、かつ、表裏面単板から深さ 10 mm までの部分の浸潤度が 80%以上
3 種		

別表 2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )	
			2 種	3 種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として	4.5 以上	2.3 以上
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKC として	2.6 以上	1.3 以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テフコナゾールとして	2.6 以上	1.3 以上
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコナゾールとして	1.0 以上	0.5 以上
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコナゾールとして	1.0 以上	0.5 以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2 以上	1.6 以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シプロコナゾールとして	2.5 以上	1.3 以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンプロックス・シプロコナゾールとして	2.5 以上	1.3 以上



アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69 として	0.12 以上	0.06 以上	
		エトフェンプロックスとして	0.06 以上	0.03 以上	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	亜鉛として	1.6 以上	0.8 以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして	0.15 以上	0.08 以上	
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI	ヘキサコナゾールとして	0.11 以上	0.09 以上	
		ビフェントリンとして	0.02 以上	0.01 以上	

試験項目	連続煮沸試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める連続煮沸試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める連続煮沸試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。
備考	特類のみ、スチーミング繰返し試験又は減圧加圧試験との択一

試験項目	煮沸繰返し試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める煮沸繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める煮沸繰返し試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。
備考	一類のみ、スチーミング繰返し試験又は減圧加圧試験との択一

試験項目	スチーミング繰返し試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定めるスチーミング繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定めるスチーミング繰返し試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。
備考	特類：連続煮沸試験又は減圧加圧試験との択一、一類：煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験との択一

試験項目	減圧加圧試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める減圧加圧試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める減圧加圧試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。



備考	特類：連続煮沸試験又はスチーミング繰返し試験との択一、一類：煮沸繰返し試験又はスチーミング繰返し試験との択一
----	--

試験項目	曲げ試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める曲げ性能の基準による。
備考	

試験項目	面内せん断試験（1級のみ）
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断強さの基準による。
備考	

試験項目	含水率試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率の基準による。
備考	

検査項目	寸法測定
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
検査方法	鋼製巻尺、ノギス及びダイヤルゲージにより測定する。 厚さ：欠点のない各稜線から 20～50mm 内側の 3 箇所（長さ/2、長さ/4（相対辺）、幅/2）の平均値を測定する。 幅及び長さ：各試料の中央部 1 箇所を測定する。 対角線の長さの差：相対する隅を結んだ 2 本の対角線の長さの差を測定する。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める寸法の基準による。
備考	

0-3 防腐・防蟻処理構造用合板－3

(新設)

1. 対象となる建材の範囲

別途指定する有効成分を含む薬剤を接着剤に混入することにより防腐・防蟻処理を施した製品。構造用合板を製造する工場は、JAS 認証工場に限る。

指定薬剤

有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
ジノテフラン・F-69	N・AZ-2	A-5420
		A-5425

注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者

- ① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上）
- ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
- ③ 木材保存士（1名以上）
- ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が合板の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験	2種
2 連続煮沸試験（特類のみ、4又は5との択一）	
3 煮沸繰返し試験（一類のみ、4又は5との択一）	
4 スチーミング繰返し試験（特類：2又は5との択一、一類：3又は5との択一）	
5 減圧加圧試験（特類：2又は4との択一、一類：3又は4との択一）	
6 曲げ試験	
7 面内せん断試験（1級のみ）	
8 含水率試験	

検査項目	性能区分
1 寸法測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験

試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用合板の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の試料材を抽出する。	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める浸潤度試験及び吸収量試験の試験片の作製による。	
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。	
判定基準	1. 浸潤度 別表 1 による。 2. 吸収量 別表 2 による。	
備考	認証申請にあたっては、合板の JAS の保存処理の規定との整合を確認できる資料を提出すること。	

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	各層の単板に薬剤が存在すること。

別表 2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

有効成分	AQ表示	分析成分	吸収量(kg/m <sup>3</sup> )
			2 種
ジノテフラン・F-69	N・AZ-2	ジノテフランとして	0.008 以上
		F-69 として	0.040 以上

試験項目	連続煮沸試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める連続煮沸試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める連続煮沸試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。
備考	特類のみ、スチーミング繰返し試験又は減圧加圧試験との択一

試験項目	煮沸繰返し試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める煮沸繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める煮沸繰返し試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。

備考	一類のみ、スチーミング繰返し試験又は減圧加圧試験との択一
試験項目	スチーミング繰返し試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定めるスチーミング繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定めるスチーミング繰返し試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。
備考	特類：連続煮沸試験又は減圧加圧試験との択一、一類：煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験との択一
試験項目	減圧加圧試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める減圧加圧試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める減圧加圧試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める接着の程度の基準による。
備考	特類：連続煮沸試験又はスチーミング繰返し試験との択一、一類：煮沸繰返し試験又はスチーミング繰返し試験との択一
試験項目	曲げ試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める曲げ性能の基準による。
備考	
試験項目	面内せん断試験（1級のみ）
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断試験の試験方法による。
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める面内せん断強さの基準による。
備考	
試験項目	含水率試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率試験の試験片の作製による。
試験方法	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率試験の試験方法による。

判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める含水率の基準による。		
備考			
検査項目	寸法測定		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
検査方法	<p>鋼製巻尺、ノギス及びダイヤルゲージにより測定する。</p> <p>厚さ：欠点のない各稜線から 20～50mm 内側の 3 箇所（長さ/2、長さ/4（相対辺）、幅/2）の平均値を測定する。</p> <p>幅及び長さ：各試料の中央部 1 箇所を測定する。</p> <p>対角線の長さの差：相対する隅を結んだ 2 本の対角線の長さの差を測定する。</p>		
判定基準	合板の JAS（構造用合板）に定める寸法の基準による。		
備考			

優良木質建材等認証審査要領 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
HW-A Q007-2023				HW-A Q007-2022			
優良木質建材等認証審査要領				優良木質建材等認証審査要領			
1	趣旨	(略)		1	趣旨	(略)	
2	本要領の基本的活用方針	(略)		2	本要領の基本的活用方針	(略)	
3	審査の観点	(略)		3	審査の観点	(略)	
4	審査の手順	(略)		4	審査の手順	(略)	
5	製品の品質に関する審査	(略)		5	製品の品質に関する審査	(略)	
6	生産体制の品質に関する審査	(略)		6	生産体制の品質に関する審査	(略)	
7	供給体制の品質に関する審査	(略)		7	供給体制の品質に関する審査	(略)	
8	工場調査	(略)		8	工場調査	(略)	
9	審査報告書	(略)		9	審査報告書	(略)	
制定	平成16年	6月15日	住木技発16第114号	制定	平成16年	6月15日	住木技発16第114号
改正	平成16年	11月1日	住木技発16第227号	改正	平成16年	11月1日	住木技発16第227号
改正	平成17年	12月1日	住木技発17第283号	改正	平成17年	12月1日	住木技発17第283号
改正	平成19年	5月17日	住木技発19第146号	改正	平成19年	5月17日	住木技発19第146号
改正	平成19年	6月11日	住木技発19第176号	改正	平成19年	6月11日	住木技発19第176号
改正	平成24年	4月20日	住木認発24第42号	改正	平成24年	4月20日	住木認発24第42号
改正	平成24年	10月15日	住木認発24第111号	改正	平成24年	10月15日	住木認発24第111号
改正	平成25年	4月16日	住木認発25第38号	改正	平成25年	4月16日	住木認発25第38号
改正	平成26年	2月28日	住木認発26第14号	改正	平成26年	2月28日	住木認発26第14号
改正	平成27年	6月4日	住木認発27第83号	改正	平成27年	6月4日	住木認発27第83号
改正	平成30年	6月25日	住木認発30第103号	改正	平成30年	6月25日	住木認発30第103号
改正	平成30年	8月23日	住木認発30第133号	改正	平成30年	8月23日	住木認発30第133号
改正	平成30年	11月1日	住木認発30第182号	改正	平成30年	11月1日	住木認発30第182号

改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号  
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号  
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号  
 改正 令和 5年10月24日 住木認発第170号

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ K-1(略)	(略)	(略)
L-1	防腐・防蟻処理構造用単板積層材	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
L-2	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-2	③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-3	
M-1～ N-2(略)	(略)	(略)
O-1	防腐・防蟻処理構造用合板	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
O-2	防腐・防蟻処理構造用合板-2	③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
O-3	防腐・防蟻処理構造用合板-3	
M-1～ X-1(略)	(略)	(略)

改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号  
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号  
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ K-1(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	① 品質管理責任者等（JAS 登録認証機関による研修（保存処理）修了者等）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）
(新設)	(新設)	③ 木材保存士（1名以上） <u>ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</u> ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が単板積層材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-3	
M-1～ N-2(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
M-1～ X-1(略)	(略)	(略)

優良木質建材等認証手数料規程 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
HW-A Q008-2023	HW-A Q008-2022
優良木質建材等認証手数料規程	優良木質建材等認証手数料規程
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 用語の定義 (略)	2 用語の定義 (略)
3 新規及び更新手数料 (略)	3 新規及び更新手数料 (略)
4 変更手数料 (略)	4 変更手数料 (略)
5 認証書の再交付料 (略)	5 認証書の再交付料 (略)
6 工場調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)	6 工場調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)
7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)	7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)
(付則) (略)	(付則) (略)
制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号	制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
改正 平成14年10月 7日 住木技発 14第202号	改正 平成14年10月 7日 住木技発 14第202号
改正 平成16年 6月15日 住木技発 16第114号	改正 平成16年 6月15日 住木技発 16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発 16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発 16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発 17第293号	改正 平成17年12月 1日 住木技発 17第293号
改正 平成18年 6月27日 住木技発 18第105号	改正 平成18年 6月27日 住木技発 18第105号
改正 平成18年11月21日 住木技発 18第303号	改正 平成18年11月21日 住木技発 18第303号
改正 平成19年 5月17日 住木技発 19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発 19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発 19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発 19第176号
改正 平成21年 5月15日 住木技発 21第294号	改正 平成21年 5月15日 住木技発 21第294号
改正 平成21年12月14日 住木技発 21第537号	改正 平成21年12月14日 住木技発 21第537号
改正 平成24年10月15日 住木認発 24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発 24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発 25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発 25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発 26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発 26第 14号



改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号  
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号  
改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号  
改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号  
改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号  
改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号  
改正 令和 2年12月 1日 住木認発第193号  
改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号  
改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号  
改正 令和 5年10月24日 住木認発第170号

別表1 認証手数料(税込)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1~ K-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
L-1	防腐・防蟻処理構造用単板積層材			
L-2	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-2		516,780円	461,780円
L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-3			
M-1~ N-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
O-1	防腐・防蟻処理構造用合板	構造用合板1級	488,180円	433,180円
O-2	防腐・防蟻処理構造用合板-2	構造用合板2級	462,330円	407,330円
O-3	防腐・防蟻処理構造用合板-3			
M-1~ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ただし、上記の他、別途見積りによる場合もある。

- 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、2工場以降1工場につき66,000円(税込)を加算する。
- 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2件目以降の認証手数料は別表1の金額から110,000円(税込)を割り引く。
- 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場調査を省略する場合においては、認証手数料は別表1の金額から66,000円(税込)を割り引く。
- 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場調査を兼ねられる場合においては2件目以降の認証手数料は別表1の金額から66,000円(税込)を割り引く。
- 機械プレカット部材の金物については、2つ目の金物から1金物11,000円(税込)を加算する。

改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号  
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号  
改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号  
改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号  
改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号  
改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号  
改正 令和 2年12月 1日 住木認発第193号  
改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号  
改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号

別表1 認証手数料(税込)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1~ K-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)		516,780円	461,780円
L-3	防腐・防蟻処理構造用単板積層材-3			
M-1~ N-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)
M-1~ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

- 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、2工場以降1工場につき66,000円(税込)を加算する。
- 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2件目以降の認証手数料は別表1の金額から110,000円(税込)を割り引く。
- 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場調査を省略する場合においては、認証手数料は別表1の金額から66,000円(税込)を割り引く。
- 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場調査を兼ねられる場合においては2件目以降の認証手数料は別表1の金額から66,000円(税込)を割り引く。
- 機械プレカット部材の金物については、2つ目の金物から1金物11,000円(税込)を加算する。

<p>6 優良木質建材等の品質性能評価基準において防腐・防蟻処理試験が規定されている品目で、薬剤分析成分が4成分となる場合においては、別表1の金額に135,520円(税込)を加算する。</p> <p>7 <u>優良木質建材等の品質性能評価基準においてめり込み試験が規定されている品目で、めり込み試験を実施する場合においては、別表1の金額に18,700(税込)を加算する。</u></p> <p>別表2 変更手数料(税込) (略)</p>	<p>6 優良木質建材等の品質性能評価基準において防腐・防蟻処理試験が規定されている品目で、薬剤分析成分が4成分となる場合においては、別表1の金額に135,520円(税込)を加算する。</p> <p>(新設)</p> <p>別表2 変更手数料(税込) (略)</p>
--	---

優良木質建材等認証試験検査機関登録要領 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
HW-A Q052-1-2023				HW-A Q052-1-2023			
登録試験検査機関				登録試験検査機関			
令和5年 月 日現在				令和5年 月 日現在			
記号	対象品目名称	登録試験機関	登録検査機関	記号	対象品目名称	登録試験機関	登録検査機関
A-1～ K-1(略)	(略)	(略)	(略)	A-1～ K-1(略)	(略)	(略)	(略)
<u>L-1</u>	<u>防腐・防蟻処理構造用単板積層材</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>L-2</u>	<u>防腐・防蟻処理構造用単板積層材-2</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
L-3～ N-2(略)	(略)	(略)	(略)	L-3～ N-2(略)	(略)	(略)	(略)
<u>O-1</u>	<u>防腐・防蟻処理構造用合板</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>O-2</u>	<u>防腐・防蟻処理構造用合板-2</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>O-3</u>	<u>防腐・防蟻処理構造用合板-3</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
P-1～ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	P-1～ X-1(略)	(略)	(略)	(略)